

一般社団法人日本経済団体連合会 殿

厚生労働省労働基準局長

高校生アルバイトの労働条件の確保について（要請）

学生アルバイトの労働条件につきましては、昨年、大学生等を対象とした調査を踏まえ、貴会に対して労働基準関係法令の遵守及び学業とアルバイトが両立できる環境整備について、要請いたしました。

その後、高校生に対しても調査を実施し、今般、その結果をとりまとめたところです。

調査結果を見ますと、労働条件の明示が適切になされていないとする回答が60.0%に上るほか、賃金不払や必要な休憩時間が与えられていない、満18歳未満に対して禁止されている深夜労働や休日労働をさせられている、などの労働基準関係法令違反のおそれがあるものがありました。

このほか、労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられた、一方的に急なシフト変更を命じられたといった回答もありました。さらに、特に試験期間やその準備期間には、休ませて欲しい、もう少しシフトを柔軟に考えて欲しいなどの意見も示されたところです。

高校生アルバイトについては、年少者に対する保護の観点も踏まえつつ、労働基準関係法令を遵守していただくとともに、高校生が学業にしっかりと取り組めるよう、シフト設定上の配慮等をしていただくことも重要です。

事業主の皆様におかれましては、高校生アルバイトについて、満18歳未満の労働者に対する深夜業や休日労働の禁止、労働契約を締結する際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等、労働基準関係法令を遵守していただくとともに、学業とアルバイトが適切な形で両立されるよう、シフト設定に際しての御配慮等をいただきたいと考えております。

つきましては、貴会におかれては、高校生アルバイトについても、以上の点について周知・啓発に御協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、厚生労働省におきましては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関

する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」

(0120-811-610) を開設しておりますので、これらにつきましても引き続き周知をお願いいたします。

日本商工会議所会頭 殿

厚生労働省労働基準局長

高校生アルバイトの労働条件の確保について（要請）

学生アルバイトの労働条件につきましては、昨年、大学生等を対象とした調査を踏まえ、貴所に対して労働基準関係法令の遵守及び学業とアルバイトが両立できる環境整備について、要請いたしました。

その後、高校生に対しても調査を実施し、今般、その結果をとりまとめたところです。

調査結果を見ますと、労働条件の明示が適切になされていないとする回答が 60.0%に上るほか、賃金不払や必要な休憩時間が与えられていない、満 18 歳未満に対して禁止されている深夜労働や休日労働をさせられている、などの労働基準関係法令違反のおそれがあるものがありました。

このほか、労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられた、一方的に急なシフト変更を命じられたといった回答もありました。さらに、特に試験期間やその準備期間には、休ませて欲しい、もう少しシフトを柔軟に考えて欲しいなどの意見も示されたところです。

高校生アルバイトについては、年少者に対する保護の観点も踏まえつつ、労働基準関係法令を遵守していただくとともに、高校生が学業にしっかりと取り組めるよう、シフト設定上の配慮等をしていただくことも重要です。

事業主の皆様におかれましては、高校生アルバイトについて、満 18 歳未満の労働者に対する深夜業や休日労働の禁止、労働契約を締結する際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等、労働基準関係法令を遵守していただくとともに、学業とアルバイトが適切な形で両立されるよう、シフト設定に際しての御配慮等をいただきたいと考えております。

つきましては、貴所におかれては、高校生アルバイトについても、以上の点について周知・啓発に御協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、厚生労働省におきましては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関

する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」

(0120-811-610) を開設しておりますので、これらにつきましても引き続き周知をお願いいたします。

全国中小企業団体中央会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

高校生アルバイトの労働条件の確保について（要請）

学生アルバイトの労働条件につきましては、昨年、大学生等を対象とした調査を踏まえ、貴会に対して労働基準関係法令の遵守及び学業とアルバイトが両立できる環境整備について、要請いたしました。

その後、高校生に対しても調査を実施し、今般、その結果をとりまとめたところです。

調査結果を見ますと、労働条件の明示が適切になされていないとする回答が 60.0%に上るほか、賃金不払や必要な休憩時間が与えられていない、満 18 歳未満に対して禁止されている深夜労働や休日労働をさせられている、などの労働基準関係法令違反のおそれがあるものがありました。

このほか、労働基準関係法令に違反するものではないものの、採用時に合意した以上のシフトを入れられた、一方的に急なシフト変更を命じられたといった回答もありました。さらに、特に試験期間やその準備期間には、休ませて欲しい、もう少しシフトを柔軟に考えて欲しいなどの意見も示されたところです。

高校生アルバイトについては、年少者に対する保護の観点も踏まえつつ、労働基準関係法令を遵守していただくとともに、高校生が学業にしっかりと取り組めるよう、シフト設定上の配慮等をしていただくことも重要です。

事業主の皆様におかれましては、高校生アルバイトについて、満 18 歳未満の労働者に対する深夜業や休日労働の禁止、労働契約を締結する際の労働条件の明示、賃金の適正な支払い、休憩時間の付与等、労働基準関係法令を遵守していただくとともに、学業とアルバイトが適切な形で両立されるよう、シフト設定に際しての御配慮等をいただきたいと考えております。

つきましては、貴会におかれては、高校生アルバイトについても、以上の点について周知・啓発に御協力をいただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、厚生労働省におきましては、労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理に関

する事項について、労働者、事業主や企業の労務管理を担当している方々に御理解いただくため、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」

(<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>) による情報発信を行っているほか、労働者や事業主の方々から無料で御相談をお受けする「労働条件相談ほっとライン」

(0120-811-610) を開設しておりますので、これらにつきましても引き続き周知をお願いいたします。